

令和5年2月20日（月）

## 令和5年第2回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第2回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、9番：國仲和男委員、10番：川満里志委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償・交換移転、賃貸借権、使用貸借権、  
無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換  
移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたし  
ます。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）は、10件でござ  
います。受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から10番は、別紙参考資料1ページから10ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た  
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員に代わって2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は砂川小学校から北側2kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は宮原の増原集落内に位置し、譲受人は農業経営の規模拡大でサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番・4番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は新城海岸と吉野海岸の中間に位置し、譲受人は畜産経営で牧草・サトウキビ栽培です。

**川満委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所はJA城辺支店から北側1kmの一週道路沿いに位置し、譲受人は畜産経営で牧草作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は佐和田長浜集落から佐良浜集落向けに位置し、譲受人は機械等も購入してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所はアットホームところから中休み向け600mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は沖縄製糖工場から東側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員に代わり下地2区推進委員にお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は来間ファームポンドから南西500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号9番・10番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号9番の説明をいたします。場所は宮古空港から上野向けのアットホームところの北側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してトウガン・サトウキビ栽培です。譲渡人との交換移転です。

受付番号10番の説明をいたします。場所は宮國公民館から東側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。譲渡人との交換移転です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、上野3区・友利推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《上野3区推進委員退室》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）」受付番号1番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。上野3区推進委員の入室・着席を認めます。

《上野3区推進委員入室・着席》

~~~~~

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号11番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から13番は、別紙参考資料11ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号11番の説明をいたします。場所は旧伊良部中学校から佐良浜集落向  
けに位置し、譲受人は機械等も所有して野菜・カボチャ、サトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号12番・13番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区  
推進委員をお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号12番と13番の説明をいたします。場所は牧山ファームポンドの南  
側400mに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条  
の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を原案のとおり決定してよ  
ろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。



**議 長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設  
定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたしま  
す。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でご  
ざいます。受付番号14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号14番は、別紙参考資料14ページの調査書のとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で  
議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は上野ドイツ文化村から下地方面向け500mに位置し、譲受人は機械等も所有してアロエ作栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。



議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。受付番号15番から23番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番から23番は、別紙参考資料15ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号15番から23番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は千代田ハイツから南西400mに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は下地小学校から東側1・2kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は西城小学校から南南東700mに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は川満漁港から北東1.1kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は宮古島温泉から北東1.3kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は砂川小学校から北東1kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は宮古島温泉から東側1.3kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、下地2区・上地推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 下地2区推進委員退室 》

**議長：** 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。下地2区推進委員の入室・着席を認めます。

《 下地2区推進委員入室・着席 》



議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は2件でございます。  
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は東積間集落から東側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員に代わり下地2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は来間島シーウッド・ホテルの東側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 休憩します。

~~~~~  
議長： 再開します。

議長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**上地事務局：**

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。  
受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

現地調査報告をいたします。日時は令和5年2月2日(木)に調査員として、9番：國仲和男委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時まで現地調査、午後4時から4時20分まで事務局にて調査内容調整会議、2月13日の内部審査会での4条申請4件、5条申請11件、合計15件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

**喜屋武委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所はサンエー衣料館の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地(区画整理)、土地区画整理区域内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は伊良部野球場の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野・段差等に囲まれた周辺農地が10ha未満の規模の一段の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は徳洲会病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・病院・商業用施設が連たんする区域内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は宮古空港の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の規模の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~  
議 長： 一時転用申請に対しては、看板の設置を必ず義務付けすること。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、12件でございます。受付番号1番から12番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から12番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は上野野原岳ファームポンドの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は平良漁港から北側砂山交差点向け480mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

**國仲委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は鏡原小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は沖縄製糖工場の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は新城公民館の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は徳州会病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、住宅・商業用施設等が連たんする区域内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番から10番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号7番から10番の説明をいたします。場所は鏡原中学校の東側250mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番から10番を原案のとおり決定してよろしいですか。



委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は添道公民館の北側250mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

進入路の申請についてですが、地目が畑なので農地転用が必要ではないのかの確認です。

前泊事務局：

そうですね。地目が畑で農地転用がまだ申請されていませんので、改めて申請させるため今回は保留とします。

議長： 受付番号11番については、改めて申請書を提出させるため今回は保留として不許可とします。

議長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号12番の説明をいたします。場所は野原岳ファームポンドの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、既存施設の2分の1以下の拡張、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号11番を除いて、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。2月9日に平良地区農地パトロールを行い、場所は狩俣小学校の東側に位置し、周囲は集落入口の宅地と農地の境目にあり、当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は島の駅みやこの南西側に位置し、周囲は宅地に囲まれ、当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は島の駅みやこの南西側に位置し、周囲は宅地に囲まれ、当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は砂山ビーチ入口を南に入った場所に位置し、周囲は宅地と農地が混在して、当地は長年にわたり、農地利用がなく、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は大浦船だまりの北東約200mに位置し、周囲は農地と大浦湾に挟まれて、20年以上の農地利用がなく今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所はタウンプラザかねひで宮古店の東側に隣接し、周囲は商業地と宅地に囲まれた場所に位置し、当地は本土復帰の昭和47年に購入し、その後は農地利用がない状況で今日に至っており、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。



議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 ( 委員の発言 )

議 長： はい、4 番委員、城辺 2 区推進委員、1 3 番委員

仲里委員：

4 条・5 条申請に対しては、工程表の提出を必ず添付させてほしい要望です。

議 長： はい、城辺 2 区推進委員

野路推進委員：

先日 2 月 1 0 日に沖縄県土地改良会館で令和 4 年度沖縄県女性推進委員会議の報告の説明。

議 長： はい、1 3 番委員

1 3 番委員：

土地の相続等について、宮古島市に住んでいなくても親からの土地を相続することを農業会議等でも提案して土地の効率的な運用を出来ないか検討してほしい要望です。

議 長： この件に関しては、毎月の常設委員会等でも提案して検討していければと思います。

議 長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和 5 年第 2 回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 :

令和5年2月20日

|    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|
| 会  | 長 | 芳 | 山 | 辰 | 巳 |
| 9  | 番 | 委 | 員 | 國 | 仲 |
| 10 | 番 | 委 | 員 | 川 | 満 |
|    |   |   |   | 里 | 志 |